

## 農業信用保険事業交付金交付要綱

〔 平成 17 年 4 月 13 日 16 経営第 8867 号  
農林水産事務次官依命通知 〕

第 1 農林水産大臣は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）に対して、以下の事業の目的に資するため、予算の範囲内で農業信用保険事業交付金（以下「事業交付金」という。）を交付するものとする。

- (1) 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3413 号）
- (2) 家畜飼料費高騰対応農林漁業信用基金交付金交付事業実施要綱（平成 21 年 1 月 27 日付け 20 生畜第 1459 号）
- (3) 融資保険基盤強化事業交付金交付事業実施要綱（平成 22 年 4 月 9 日付け 21 経営第 7141 号）
- (4) 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱（平成 23 年 5 月 2 日付け 23 経営第 254 号）
- (5) 農業経営継承保証保険支援事業実施要綱（令和 2 年 4 月 1 日付け元経営第 3270 号）

第 2 信用基金は、事業交付金の交付を請求するときは、別紙様式による農業信用保険事業交付金交付請求書正副 2 部を農林水産大臣に提出しなければならない。

### 第 3

- (1) 信用基金は、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱等に規定する目的及び事業内容に違反して事業交付金を使用した場合は、農林水産大臣の指示するところに従い、事業交付金を国へ返還するものとする。
- (2) 信用基金は、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱等の各事業が完了したときにおいて、交付金に残額が生じた場合には、当該残額を国に返還するものとする。また、信用基金は、農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱等の各事業が完了する前であっても、交付金に使用する見込みのない額が生じた場合には、当該額を国に返還するものとする。

附則（平成 22 年 4 月 9 日付け 21 経営第 7140 号）

この要綱は、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 23 号）の公布の日から施行する。

附則（平成 25 年 7 月 3 日 25 経営第 427 号）

- 1 この要綱は、平成 25 年 7 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の前日に実施された事業については、なお従前の例による。

附則（平成 27 年 4 月 9 日 26 経営第 3427 号）

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱施行前に開始した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 5 月 31 日付け 28 経営第 668 号）

- 1 この要綱は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱の施行前に開始した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 28 日 29 経営第 3509 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 11 月 22 日 30 経営第 1711 号）

- 1 この要綱の改正は、平成 30 年 11 月 22 日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日 元経営第 3270 号）

- 1 この要綱の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 信用基金がこの要綱の改正前に実施した事業に係るこの要綱の規定の適用については、なお従前の例による。

別紙様式

農業信用保険事業交付金交付請求書

農林水産大臣 殿

官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

住所

独立行政法人農林漁業信用基金理事長 氏名

印

農業信用保険事業交付金交付要綱第2の規定に基づき、下記の事業交付金を交付されたく請求します。

記

1. 農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱第3の1に定める農業信用保証保険基盤強化事業交付金  
円
2. 家畜飼料費高騰対応農林漁業信用基金交付金交付事業実施要綱第2に定める家畜飼料費高騰対応農林漁業信用基金交付金  
円
3. 融資保険基盤強化事業交付金交付事業実施要綱第2に定める融資保険基盤強化事業交付金  
円
4. 農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金交付事業実施要綱第2に定める農業経営復旧・復興対策特別保証事業交付金  
円
5. 農業経営継承保証保険支援事業実施要綱第3の3に定める農業経営継承保証保険支援事業交付金  
円

(注) 1. の交付金については、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件に係る災害又は突発的事由ごとの内訳を記載すること。